

# 看護師の交通事故について

## 1. 概要

当院に勤務している看護師が、令和3年3月23日（火）に登校中の児童と接触事故を起こしたものの。

年齢：40代

職種：看護師

当人は令和3年3月23日午前7時55分頃、登別市富士町3丁目14番地先を自家用車で走行中、変形五差路交差点を右折の際に、歩行していた被害者に気付かず、同人と接触する交通事故を起こした。

当人はその際、何かと接触するような音を感じたものの、停車せずにその場を立ち去り、その後約5分後に現場に戻るも変化は見られなかったが、車両を確認した際には右サイドミラー下に擦り傷が見られたとのこと。

翌日、当人が警察へ連絡し接触事故であったことが判明し、令和4年3月2日付けで、北海道公安委員会から交差点安全進行義務違反、軽症事故、救護義務違反の道路交通法違反により運転免許取り消しの行政処分を受けた。加えて、略式起訴を受け同年3月9日付けで、室蘭簡易裁判所から「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反（過失運転致傷）」及び「道路交通法違反」により罰金10万円の略式命令を受け、同月15日に確定した。

なお、当人と被害者での示談が成立している。

## 2. 処分等

本市としては、地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反であり、地方公務員法第29条第1項第3号に該当することから、早急に事実関係を精査し厳正な処分を行う。

## 3. 今後の対応（再発防止）について

新型コロナウイルス感染症に最前線に対応する医療従事者であり、さらには人命を救う職に就いているにもかかわらず、その職への信用を失墜させるとともに、市立病院に対する皆様の信頼を損なう行為であり、深くお詫び申し上げます。

今後、このような信用失墜行為が起きないように、職員倫理の向上のみならず、サービス規程と法令遵守の徹底を図るなど、信頼の回復に向け、綱紀粛正に努める。